

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症に係る  
労災診療費等の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費等の臨時的な取扱いについて下記のとおり取りまとめたので、適切に取り扱われたい。

記

令和 3 年 2 月 26 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 35)」(以下「2 月 26 日事務連絡」という。)の記の 2 において、全ての患者及び利用者の診療等については、特に手厚い感染症対策を要することを勘案し、特に必要な感染症対策を講じた上で診療等を実施した場合の評価(医科外来等感染症対策実施加算(5 点)等)について令和 3 年 4 月診療分から 9 月診療分の取扱いが示されたところである。

労災保険は、労災診療費算定基準(昭和 51 年 1 月 13 日付け基補発第 72 号。最終改定:令和 2 年 6 月 1 日)に基づき取り扱っており、初診料及び再診料については労災保険独自に金額を定めているため、労災診療費等の臨時的取扱いについては、当該初診料及び再診料の金額に 2 月 26 日事務連絡に準じ 5 点を加算することとする。

なお、労災診療費は従前どおり労災診療費算定基準に定められているものを除き、健保点数表の診療報酬点数に労災診療単価を乗じて算定することとなるため、これまで示された健康保険における新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的取扱いについても、当該取扱いが認められている間、原則準拠して取り扱うこと。